鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日に当たるときは、その翌日）

目　次

◇告　示
広域連合の規約の変更の許可（市町村振興課）
生活保護法による医療機関の変更（福祉保健課）
保険医療機関等の指定（保険課）
大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示（経営流通課）

告　示

鳥取県告示第百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定に基づき、鳥取中部ふるさと広域連合広域連合長から申請のあった規約の変更については、平成十一年二月五日許可したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十一年二月二十六日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

鳥取県告示第百二十一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十一年二月二十六日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

名称	所在地	変更年月日
なわだ歯科医院	鳥取市賀露町南一丁目一七－一二	平成十年十月十二日

鳥取県告示第百二十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年二月二十六日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

名称	所在地	指定年月日
錦織眼科医院	米子市東町二五一	平成十一年二月十五日
マリ医院	西伯郡淀江町今津一五〇	〃
谷口外科クリニック	鳥取市片原五丁目一五八－五	平成十一年二月二十三日
くすりマルイ	米子市車尾四七一	平成十一年二月十五日

鳥取県告示第百二十三号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成十一年二月二十六日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
株式会社モリックスジャパン	雑貨ランドマミー米子店（仮称）	米子市新開一丁目二八〇－一ほか

発行所　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥　取　県　【定価一部一箇月二千二百円（送料を含む。）】